

住んでいない・使っていない

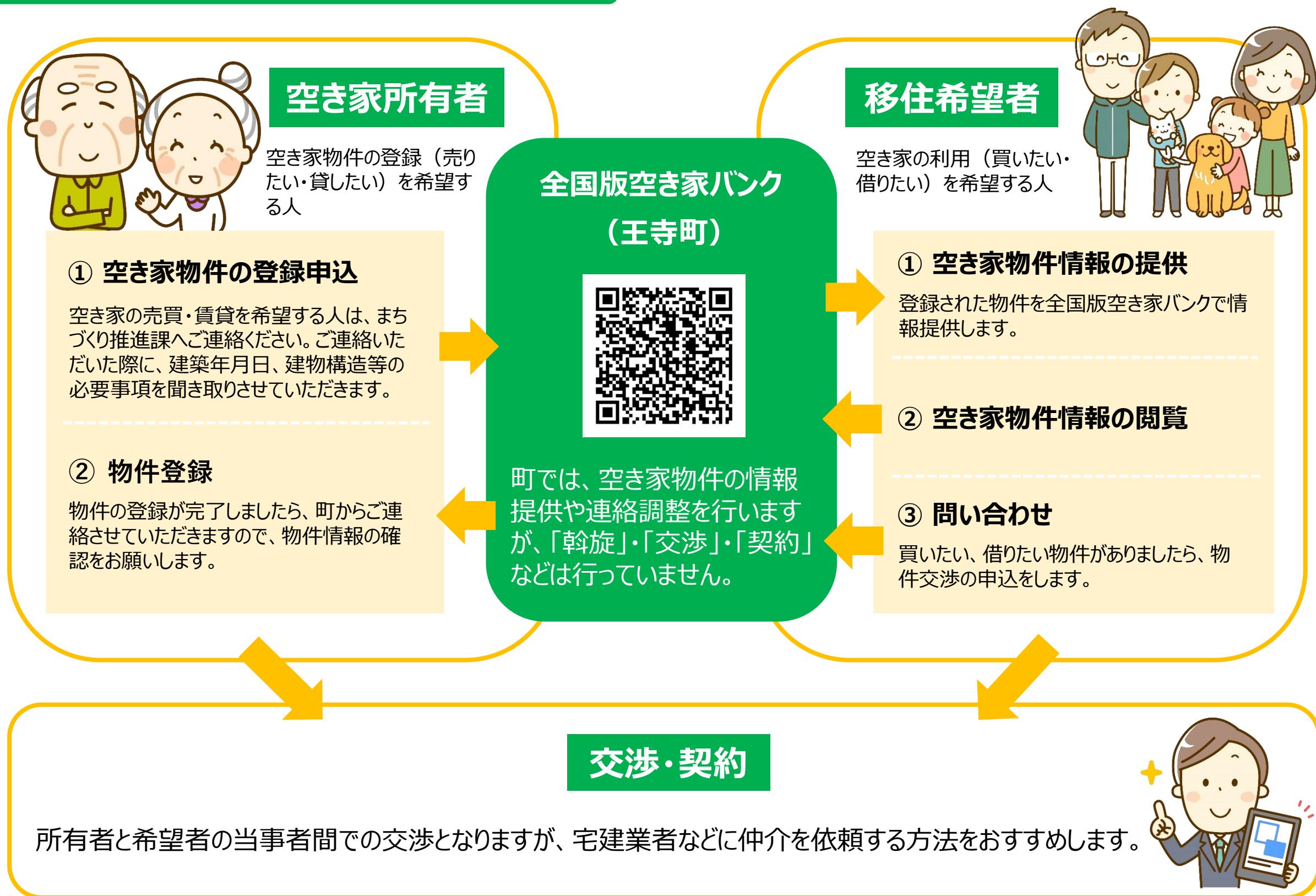


物件を

全国版空き家バンクに 登録しませんか？

王寺町では、空き家をお持ちの方に「**全国版空き家バンク**」へのご登録を推奨しています。2018年度から町内空き家の登録を開始したところ、移住を希望されている方等から、物件に関して、**多数のお問い合わせをいただいています**。現在、王寺町内に空き家を所有されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。

空き家バンクへの登録と利用の流れ



問い合わせ

王寺町役場 地域整備部 まちづくり推進課

TEL : 0745-73-2001 FAX : 0745-32-6447 Mail : sumai@town.oji.nara.jp

※なお、このお知らせは王寺町内に固定資産をお持ちの方全員に同封しています。

空き家をお持ちでない方にも送付していますことをご了承ください。

空き家に関する各種制度のご案内

1. 老朽空き家除却補助金

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住環境の改善、良好な景観の維持及び地域の安全安心の向上を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。

【対象となる物件】

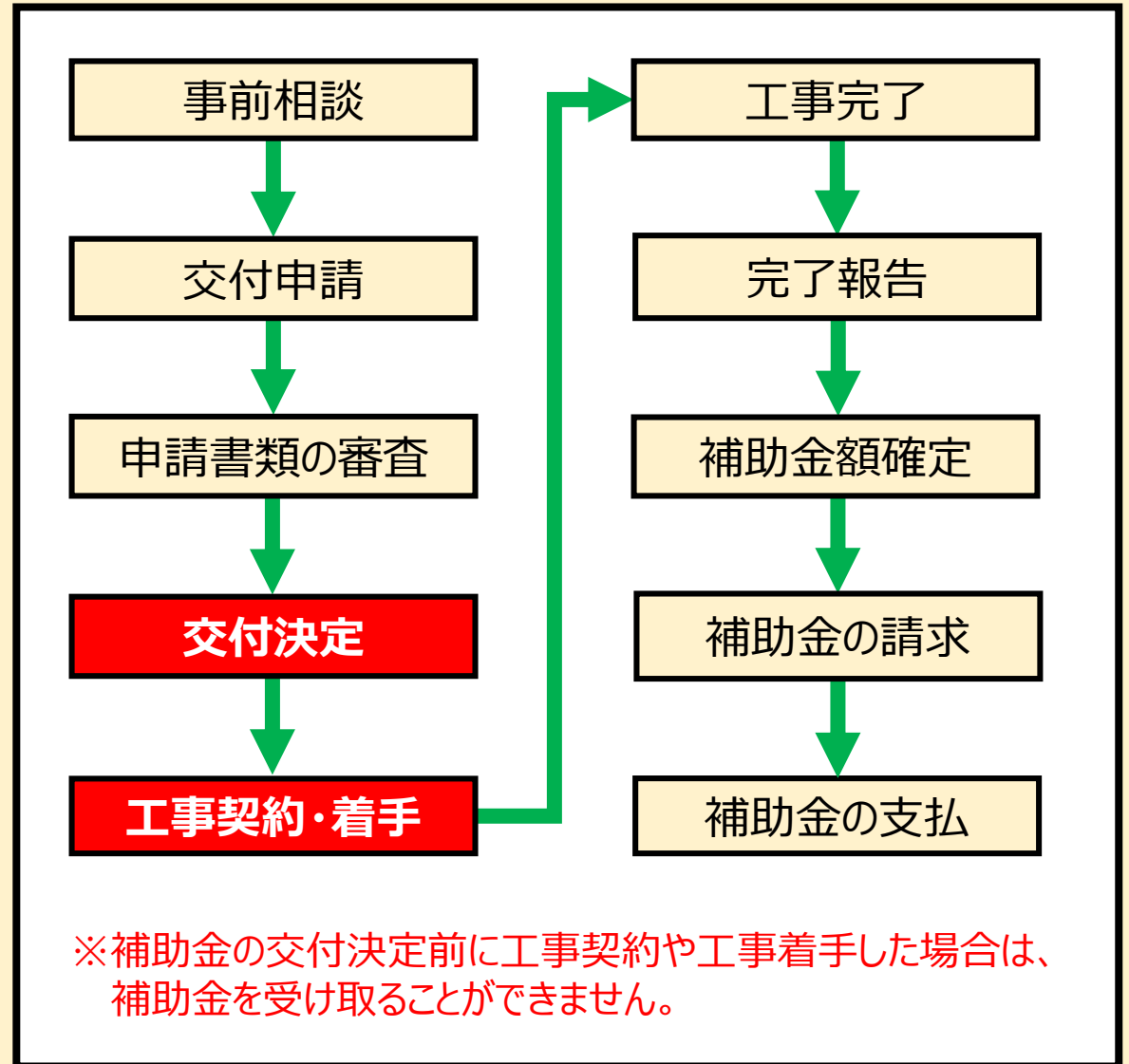
- ①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であること
(旧耐震基準)
 - ②耐震診断結果の数値が1.0未満であること
 - ③町内に所在するものであること
- ※上記の規定にかかわらず、耐震診断の実施を省略することができると町長が認めた場合、上記②に該当することを要しない

【補助対象者】

- ①王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定による補助金を受けていない者
- ②町税等の滞納がない者
- ③老朽空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合にあっては、当該老朽空き家の除却工事を行うことについて、その敷地の所有者その他利害関係者との協議が整っている者
- ④老朽空き家の相続登記が完了していない場合にあっては、相続権利者を代表する者であることを確約できる者

【補助金額】

除却工事に要する費用の2分の1以内で上限30万円



2. 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

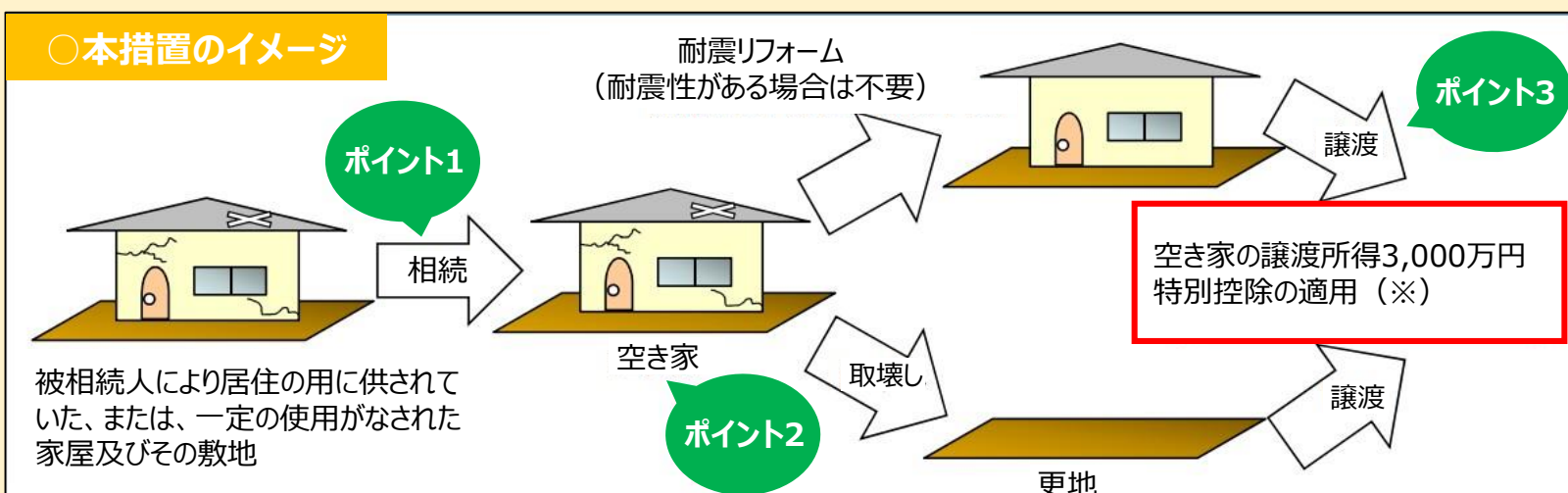
空き家が放置されることにより、周辺的生活環境へ悪影響を及ぼすことを未然に防ぐ観点から、「相続」に由来する老朽空き家（除却後の敷地を含む）の有効活用の促進及び空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）の**適用期限が延長**、また**被相続人に関する要件が拡充**されました。

【措置内容】

『相続人が、相続により生じた「空き家」又は「当該空き家の除却後の敷地」を2016年4月1日から**2023年12月31日**までの間に譲渡した場合に、譲渡所得から3,000万円を特別控除する。』

【延長・拡充点】

	延長・拡充 前	延長・拡充 後
適用期限	2016年4月1日から2019年12月31日	2016年4月1日から 2023年12月31日（延長）
被相続人に関する要件	相続の開始直前に居住していたこと	<ul style="list-style-type: none"> ・相続の開始直前に居住していたこと ・介護保険法の要介護認定等を受け、かつ、相続の開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと（拡充） （本拡充は2019年4月1日以後の譲渡が対象）



- ※1 被相続人のみが居住していた、または一定の使用がなされた、旧耐震基準の戸建て住宅等であり、相続を機に空き家になったもの
- ※2 相続以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合に限る
- ※3 ※1のうち耐震性のないものは、耐震リフォームをした場合に限る